おおい町マスコットキャラクター「うみりん」のデザイン等の使用に関する要領

令和元年５月１日

告示第 　２　 号

（趣旨）

第１条　この要領は、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」（以下「うみりん」という。）のイラスト、愛称又はこれらに準ずるもの（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（使用の範囲）

第２条　うみりんのデザイン等は、おおい町の観光ＰＲ、イメージアップ、町政の啓発広報及び地域振興等を目的に広く使用することができる。

（使用の申請）

第３条　うみりんのデザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「うみりん」デザイン等使用申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して使用開始の日の２週間前までに町に提出し、その承認を受けなければなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

1. 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
2. 町が主体となって実施する事業等で使用するとき。
3. その他、町長が認めるとき。

２　町長は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

　（使用の承認）

第４条　町長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し、「うみりん」デザイン等使用承認通知書（様式第２号）を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「うみりん」デザイン等使用不承認通知書（様式第３号）を交付するものとする。

２　町長は、前項の規定によりデザイン等の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第５条　町長は、次の各号いずれかに該当するときは、デザイン等の使用を承認しないものとする。

（１）　町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合

（２）　特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用される恐れのある場合

（３）　法令や公序良俗に反する恐れのある場合

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなる恐れのある場合

（５）　その他、第２条の規定に反していると認められる場合

（使用上の遵守事項）

第６条　第４条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、デザイン等の使用に関して、別表のおおい町マスコットキャラクター「うみりん」デザインマニュアルを遵守しなければならない。

２　使用者は、デザイン等の使用に当たり、当該使用に係る物件を原因とする事故（以下「使用による事故」という。）が発生しないよう最大限の配慮に努めることとし、使用による事故に対しては、町は一切の責任を負わない。

　（使用承認の変更）

第７条　使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、あらかじめ、「うみりん」デザイン等使用変更申請書（様式第４号）を町に提出し、改めて変更後の「うみりん」デザイン等使用承認通知書の交付を受けなければならない。

（使用承認の取り消し）

第８条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して「うみりん」デザイン等使用承認取消通知書（様式第５号）を交付するものとする。

（１）　使用者がこの要領に反したとき。

（２）　使用者が第４条第２項に基づく使用承認の条件に反したとき。

（３）　第５条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

２　前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、町はその賠償の責を負わない。

（使用料）

第９条　マスコットキャラクターの使用は、原則無料とする。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第１０条　使用者は、第４条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的にデザイン等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和元年５月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

「うみりん」デザイン等使用申請書

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

おおい町長　 中塚　寛　　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　 ㊞

電話番号

※法人が申請される場合は、法人代表者氏名をご記入のうえ、法人印を押印のこと。

おおい町マスコットキャラクター「うみりん」を、次のとおり使用したいので申請します。

なお、おおい町が必要と認めた場合は承認の取り消しを受けても異議ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| １．使用目的　（イベント名、　　出版物タイトル等） |  |
| ２．使用場所　（イベント会場）※出版物の場合は配布対象 |  |
| ３．使用期間　（イベント期間、　　出版物発行日等） |  |
| ４．使用する絵柄（デザインマニュアルに記載の絵柄　例：あいさつ1） |  |

※「うみりん」を使用した看板デザイン、出版物デザインイメージ等を添付すること。

様式第２号（第３条関係）

おおい町指令　第　　　号

組織名

代表者

「うみりん」デザイン等使用承認通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった「うみりん」デザイン等の使用について、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」のデザイン等の使用に関する要領第４条の規定に基づき、使用の承認を決定したので通知する。

　　年　　月　　日

おおい町長

様式第３号（第３条関係）

おおい町指令　第　　　号

組織名

代表者

「うみりん」デザイン等使用不承認通知書

　年　　月　　日付けで申請のあった「うみりん」デザイン等の使用について、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」のデザイン等の使用に関する要領第４条の規定に基づき、使用の不承認を決定したので通知する。

　　年　　月　　日

おおい町長

承認しない理由

様式第４号（第６条関係）

「うみりん」デザイン等使用変更申請書

　　　　年　　　月　　　日

おおい町長　 中塚　寛　　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　 ㊞

電話番号

※法人が申請される場合は、法人代表者氏名をご記入のうえ、法人印を押印のこと。

おおい町マスコットキャラクター「うみりん」の使用を、次のとおり変更したいので申請します。

なお、おおい町が必要と認めた場合は承認の取り消しを受けても異議ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更する事項 |  |
| 変更の理由 |  |

様式第５号（第７条関係）

おおい町指令　第　　　号

組織名

代表者

「うみりん」デザイン等使用承認取消通知書

　　年　　月　　日付け　おおい町指令　第　　　　号で通知した「うみりん」デザイン等使用承認通知書については、おおい町マスコットキャラクター「うみりん」のデザイン等の使用に関する要領第８条の規定に基づき、次の理由により使用承認の取り消しを決定したので通知する。

　　年　　月　　日

おおい町長

取り消しの理由